

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国会社法の改正について

2024年7月1日より、2023年12月29日に改訂された「中華人民共和国会社法」(以下「改正会社法」という。)が正式に施行されています。今回の改正では、主に会社のガバナンス構造をさらに改善し、会社運営の効率を高め、株主の利益保護を強化することを目的としています。改正のポイントについて、以下に詳述します。

### 1. 会社の設立および解散制度の整備

#### 1) 会社設立登記制度の新設(第29条・第30条)

改正会社法では、会社設立に際して、会社登記機関に対して設立登記の申請が義務付けられています。法律や行政規則で設立の承認が必要な場合には、登記前に適切な承認手続きを行う必要があります。また、申請に必要な書類が不完全または法定形式に合致しない場合には、登記機関が一度で修正することが求められています。

#### 2) 出資方法の多様化(第48条)

出資方法に関して、従来の貨幣出資に加えて、実物、知的財産権、土地使用権、株式、債権などの非貨幣財産を出資として認めることが規定されました。これにより、株主はより多様な資産を用いて出資が可能となり、企業の資金調達手段が広がります。また、非貨幣財産の評価に関しては、過大または過少な評価が禁じられ、法律や行政規則に従って適正な評価が求められます。

#### 3) 簡易清算制度の新設(第240条)

簡易清算制度が新たに設けられ、債務がない、または全ての債務を精算済みの会社が、全株主の承認を得ることで、簡便な手続きで会社清算できるようになりました。この制度により、会社の撤退手続きが迅速かつ効率的に行えるようになり、撤退コストと時間の削減が期待されます。

### 2. 会社の資本制度の整備

#### 1) 資本金払込期限等の改定(第47条・第266条)

改正会社法では、有限責任会社の株主が会社設立日から5年以内に全額を払込む義務が規定されています。この規定は、新会社法施行前に設立された既存の会社にも適用されることが定められています。

#### 2) 欠損填補及び減資の改定(第214条・第225条)

改正会社法では、任意積立金や法定積立金を使用し、それでも足りない場合には資本準備金の使用が認められました。これにより、欠損填補の手段として資本準備金が追加され、より柔軟な対応が可能となります。資本準備金を使用してもなお欠損が解消しない場合には、登録資本金を減少させて欠損を補填することが可能です。

### 3. 株主権利の強化

#### 1) 株主の資料閲覧権の強化(第57条)

改正会社法では、株主に対し、会社の定款、株主名簿、議事録、決議、財務報告書の閲覧とコピーを許可しています。また、会計帳簿と証憑の閲覧には書面で目的を明示する必要があり、会社が不当な目的と認める場合は、15日以内に書面で理由を説明する義務があることを規定されています。

## 2) 有限責任会社の株式譲渡規則の簡素化（第 84 条）

改正会社法では、株主が株主以外の第三者に対して株式を譲渡する際、他の株主の過半数の同意を得る必要があるという要件が削除され、株式譲渡の手続きが大幅に簡素化されました。一方、譲渡する際、譲渡条件（数量、価格、支払い方法、期限など）を書面で他の株主に通知する必要があります。他の株主は同等の条件下で優先購入権を持っており、通知後 30 日以内に返答がない場合は、優先購入権を放棄したとみなされます。

## 4. 組織とガバナンスの最適化

### 1) 会社の組織構造の簡素化（第 69 条・第 83 条）

改正会社法において、規模が比較的小さく、又は、株主の人数が比較的少ない会社については、監事会を設置せず、1 名の監事のみを置くことが認められ、さらに、株主が全員一致で同意した場合、監事を設置不要とすることができるようになりました。また、会社の定款に従い、取締役会内に取締役から成る監査委員会を設置することができます。この監査委員会は、法定の監査役会の権限を行使することができ、監査役会や監査役を設置不要とすることができるようになりました。

### 2) 株主、取締役、監査役、高級管理職の責任の強化（第 180 条・第 192 条）

今回の改定では、会社のガバナンスを強化するため、取締役、監査役、高級管理職には忠実義務と勤勉義務が明確に規定され、利益相反を避け、会社の利益のために合理的な注意を払うことが求められます。さらに、株主や実質的支配者からの指示を受けて会社や株主の利益を損なった場合には、指示を受けた取締役や高級管理職は連帯して責任を負うことが定められています。

## お見逃しなく！

今回の会社法改正により、多くの項目が見直され、企業の運営に大きな影響を与えています。特に、企業の登録ハードルを低くし、負担を軽減することで、企業の自主的な革新能力と市場競争力の向上を目指しています。また、企業の監督管理が強化され、規範的な運営と持続可能な成長が促進されることが期待されています。これらの改正に対応するため、各社は、改正された項目と自社の現状を十分に分析した上で、具体的な対応策を検討することが重要です。実施に際しては、法務や財務、税務の専門家の意見を取り入れ、適切な対応を行うことが求められます。